

新潟市告示第 3 4 5 号

市道路線の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき，次の市道路線の供用を開始する。

なお，関係図面は告示の日から 2 週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市中央区建設課において，一般の縦覧に供する。

平成 1 9 年 5 月 7 日

新潟市長 篠 田 昭

路 線 名	区 間	供用開始年月日
中央 3 - 1 7 7 号線	新潟市中央区窪田町二丁目 81 番 5 地先から	平成 1 9 年 5 月 7 日
	新潟市中央区西船見町字浜浦 5932 番 23 地先まで	